

「(仮称) 三田市認知症の人とともに生きる支え合いのまちづくり条例」(案) について～

市は、認知症対策を第8期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（期間：令和3年度～令和5年度）の重点施策として位置付け、令和3年2月より「三田市認知症支え合いのまちづくり懇話会（以下「懇話会」といいます。）」において認知症を取り巻く現状と課題の共有、必要な取り組みやそれぞれの役割など、計6回に渡る意見交換を行い、令和4年2月には提言書が市長に手交されました。

こうした取り組みを踏まえ、認知症の人も安心して生活できる共生のまちの実現を目指し安定的かつ永続的な取組を推進するため、条例素案をまとめこのほど市民意見の募集を実施しました。

1 条例素案の概要

(1) 目的

認知症の有無に関わらず、全ての市民がともに支え合い、希望及び生きがいを持って生きていける共生のまちづくりへの基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、地域組織及び関係機関の役割を明らかにするとともに、認知症施策の基本となる事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人及びその家族が安心して生活できるまちの実現に資することを目的とします。（第1条）

(2) 条例の構成

前文	主旨	第7条	地域組織の役割
第1条	目的	第8条	関係機関の役割
第2条	定義	第9条	普及啓発の推進
第3条	基本理念	第10条	医療・介護サービスの提供体制の充実
第4条	市の責務	第11条	認知症の人及びその家族への支援
第5条	市民の役割	第12条	ともに生きる地域づくり
第6条	事業者の役割	第13条	委任

(3) 条例素案に至るまでの取組

①認知症に関する市民意識調査

調査期間：令和3年4月15日～5月7日

対象者：16歳以上の市民2,000人（有効回答数：1,144件（57.2%））

②三田市認知症支え合いのまちづくり懇話会

令和3年2月9日～12月21日まで（6回）

2 市民意見の募集（パブリックコメント）

(1) 実施期間

募集期間：令和4年6月1日（水）～6月30日（木）

(2) 提出状況及び対応について

5名の方から23件の意見が提出され、下記のとおり対応しました。

①施策推進上の参考とするもの：3件

②ご意見として伺うもの：20件

※提出されたご意見は市の考え方とともにホームページで公表しています。

3 今後の予定

9月定例市議会に条例案を提出し、審議・議決を得た後、年度内の施行を予定しています。